

平成 26 年 4 月 1 日  
改訂平成 31 年 2 月 1 日  
改訂令和 2 年 2 月 3 日  
改訂令和 2 年 11 月 26 日

独立行政法人酒類総合研究所  
理事長 後 藤 奈 美

## 全国新酒鑑評会審査委員会要綱

### 第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、全国新酒鑑評会事務運営要領第 6 条に定める官能審査（以下「鑑評会審査」という。）を実施するための委員会（以下「審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査委員会は、委員 100 名以内で組織する。

2 審査委員会の事務は、独立行政法人酒類総合研究所（以下「研究所」という。）業務統括部門及び品質・評価研究部門が行うものとする。

(委員長)

第 3 条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、研究所理事長とする。

3 委員長に事故がある時は、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

4 委員長は、審査した委員の審査結果をもとに、第 6 条に規定する決審において審査する出品酒及び第 7 条第 2 項に規定する総合成績が上位の出品酒を決定する。

(委員の委嘱等)

第 4 条 委員は研究所理事長及び理事、並びに次の各号のいずれかに該当する者で、清酒の官能審査能力に優れ、清酒製造技術に詳しい者として研究所理事長が委嘱した者とする。

(1) 研究所職員

- (2) 国税庁鑑定企画官職員又は国税局鑑定官室職員
  - (3) 醸造に関する学識経験のある者
  - (4) 清酒の製造業、販売業又は酒造技術指導に従事している者
- 2 委員の委嘱にあたっては、地域的な偏りがないように配慮するとともに、清酒は、クールジャパン推進の中で、重要な位置付けがなされていることにも配慮する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、製造技術研究会開催日の翌日までとする。

- 2 委員は、委員長からの指示を受けて、鑑評会審査を行うものとする。
- 3 委員長は、委員に発熱等の体調不良者がいた場合は、当該委員を審査から外することができる。

## 第2章 全国新酒鑑評会事務運営要領第6条に定める官能審査

(官能評価の実施方法)

第6条 鑑評会審査における官能評価は、予審及び決審の2審制により実施する。

- 2 予審及び決審の具体的な審査方法については、別表「審査要領」に定める。

(成績)

第7条 決審において、審査した委員の三分の一以上が別表の「入賞外」としなかった出品酒を「成績が上位の出品酒」として「入賞」とする。

- 2 前項の「入賞」とされた出品酒のうち、総合成績が上位の出品酒を「特に成績が上位の出品酒」として「金賞」とする。

別表「審査要領」

予審	<p>全ての出品酒を対象に香気成分濃度によりグループ化し、グルコース濃度が低いものから高いものに並べた上で、別途定める様式を用いて分析型官能評価を行うとともに、香り及び味を勘案して総合評価を付するものとする。</p> <p>総合評価の基準及び点数は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) すばらしい (1点)</li> <li>(2) 良好 (2点)</li> <li>(3) どちらでもない (3点)</li> <li>(4) やや難点 (4点)</li> <li>(5) 難点あり (5点)</li> </ul>
決審	<p>予審の総合評価の合計点数が上位の出品酒を対象に香気成分濃度によりグループ化し、グルコース濃度が低いものから高いものに並べた上で、別途定める様式を用いて官能評価を行い、香り及び味を勘案して総合評価を付するものとする。</p>

総合評価の基準及び点数は、次の各号に定めるとおりとする。
------------------------------

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 香味の調和や特徴が吟醸酒の品格及び飲用特性から特に良好である（1点）</li><li>(2) 香味の調和や特徴が吟醸酒の品格及び飲用特性から良好である（2点）</li><li>(3) (1)及び(2)以外のもの（3点）</li><li>(4) 入賞外</li></ul> |
|---|

（備考）鑑評会審査において上記により難い事情等が生じた場合には、委員会で協議した上で変更することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年2月3日から施行する。

この要綱は、令和2年11月26日から施行する。